

アップル共済



(アップルの名称は先生方からの公募により決まった愛称です!!)

遺族年金コース

介護保障特約・
年金払特約・
こども特約付
団体定期保険

医療保障コース

短期入院特約・
家族特約付
医療保障保険
(団体型)

生活介護コース

3大疾病保障特約・
年金払特約付
団体生活介護保険

定年延長に伴い、加入年齢の幅が広がります!!

生活介護コース(生活介護保障・3大疾病保障特約)が加わり、保障が手厚くなりました!!

「アップル共済」は“安心・助け合い”の共済です

「アップル共済」はおかげさまで37周年を迎えました。

教職員の安心を守ることを最優先に、長野県の教職員だけの助け合いの制度として、教育会館が県教組とともに推進してまいりました。これまでに多くの皆様にご加入いただいております。

団体保険の利点を最大限にいかし、万が一の場合に残されたご家族への保障、介護が必要になったときの保障、病気になったときの保障などを、お手頃な掛金で実現できる共済となっています。

これまで、介護保障特約を設けたり、臨任者の加入や退職者の加入継続を可能にしたり、遺族年金コースの保険金を充実させたりするなど、教職員のニーズに合わせた内容の充実をはかり、2021年3月からは、医療保障コースに加入された方へ、日帰り入院された場合に日帰り入院見舞金の支払いが加わりました。さらに2022年3月からは、生活介護コースが追加されました。この保障には3大疾病保障特約も付加できるようになりました。

なにより「アップル共済」は、ライフステージの変化に合わせて、一年毎に保障の見直しができるので無駄がありません。また、年度末には配当金があることも大きな魅力です。

ぜひご加入いただきますようご案内申し上げます。

長野県教育会館 理事長
清水 幸広

自信を持って「アップル共済」をおすすめします

チェック!

「おひさまねっと」からでも各種お手続きできます。

可能なお手続きは加入・増額・減額・受取人変更・改姓です。(期間限定)

※裏表紙を参照



※ご加入前にパンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

団体定期保険は、死亡等の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。

医療保障保険(団体型)は、病気やケガによる所定の入院等の保障を確保するための保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の給付金額からお申込みいただけます。

団体生活介護保険は、所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障を目的とする保障期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。

保障内容・保険金額(給付金額)・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

お問い合わせ先

長野県教育会館

一般財団法人 長野県教職員組合会館

〒380-0846 長野市旭町1098 TEL. 026-235-6995

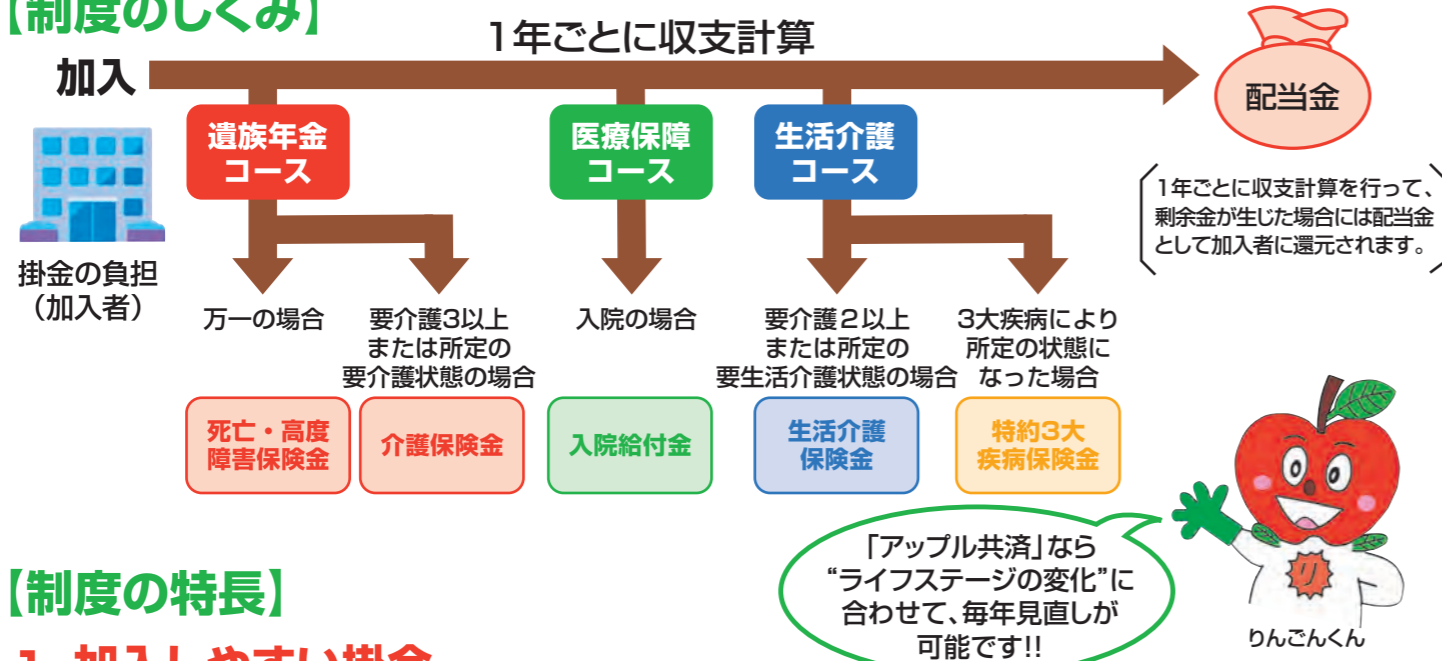
長野県教職員組合会館独自の助け合いの制度です

長野県教職員組合会館とは…

一般財団法人長野県教職員組合会館は、長野県から認可を得ている一般財団法人で、教職員および児童生徒のための教育文化事業や、教職員の福利厚生事業を行っています。教職員の福利厚生制度の柱として長野県教職員組合会館の「アップル共済」を教職員の皆様におすすめしています。



【制度のしくみ】



【制度の特長】

1. 加入しやすい掛金

遺族年金コースの基本保障は無理のない負担で、残されたご家族の生活資金や教育資金を準備することができます。また医療保障コースをセットすると入院にも備えることができます。

2. 配当金

1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金がありますので、実質的な掛金負担が軽減されます。

3. 保険金の年金受取

遺族年金コースの基本保障は、残されたご家族の毎月の生活費・教育費として年金を受け取れます。また、生活介護コースも、生活介護保険金を毎月の生活費として年金受取ができます。(両コースとも一時金で受け取ることもできます。)

4. 手続きは簡単

医師の診査がなく告知書扱いですので、加入手続きは簡単です。

5. 入院保障

医療保障コースに加入することにより、病気やケガに対する入院保障を準備できます。

6. 生活介護保障・3大疾病保障特約

生活介護コースの生活介護保障・3大疾病保障特約に加入することにより、介護や3大疾病に備えることができます。

7. (退職後) 継続保障制度

退職時に45歳6ヵ月以上、かつ1年以上加入されている場合、遺族年金コース、生活介護コースは70歳6ヵ月、医療保障コースは69歳6ヵ月を迎えた保険期間の末日まで継続できます。詳しくは退職後の継続加入の取扱をご覧ください。

8. 入院見舞金・日帰り入院見舞金

遺族年金コースは、病気・ケガにかかわらず、15日以上連続して入院された場合に入院見舞金が支払われます。医療保障コースは、病気・ケガにかかわらず、日帰り入院された場合に日帰り入院見舞金が支払われます。(この部分は長野県教職員組合会館独自の自家共済からの給付です。)

2022.3.1～2023.2.28の給付概要(支払件数・金額)

大変お役に立っています。



配当実績

	遺族年金コース	医療保障コース	生活介護コース
2022.3.1～2023.2.28	約41.8%	約30.2%	約1.3%
2021.3.1～2022.2.28	約74.7%	約34.0%	—
2020.3.1～2021.2.28	約64.5%	約35.9%	—

※上記配当実績は、各年度ごとに負担いただいた保険料(=掛金+制度運営費)に対する支払配当金の割合です。なお、配当金はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
 ※遺族年金コースの配当実績には、介護保障特約部分の配当実績は含まれておりません。
 ※生活介護コースの配当実績には、3大疾病保障特約部分の配当実績は含まれておりません。

楽しみな配当金♪



《制度の概要について》

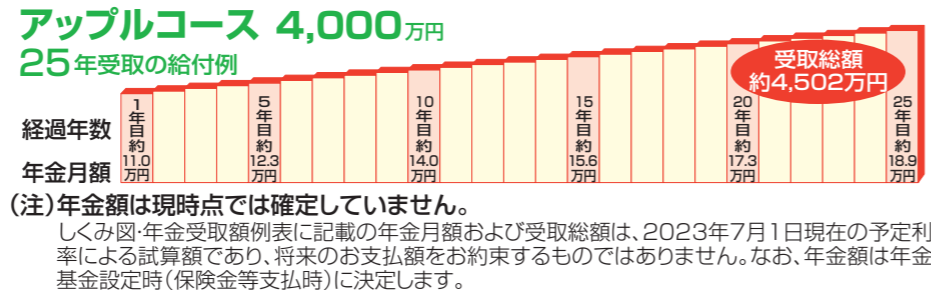
加入コース	保障内容	
遺族年金コース	基本保障 (死亡・高度障害保障)	万一(死亡・高度障害)の場合、保険金を年金として受け取ることができ、ご家族の毎月の生活費・教育費に備えることができます。(一時金で受け取ることも可能です。)
	介護保障特約	公的介護保険制度の「要介護3以上」に認定、または引受保険会社所定の「要介護状態」が180日継続した場合に、介護保険金を受け取ることができます。 ※詳細は7ページをご確認ください。
医療保障コース	入院保障	病気やケガで継続して2日(1泊2日)以上入院された場合に、入院給付金日額を入院1日目から受け取ることができます。 ※詳細は13ページをご確認ください。
生活介護コース	生活介護保障	公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定、または引受保険会社所定の「要生活介護状態」が180日継続した場合に、生活介護保険金を受け取ることができます。 ※詳細は5ページをご確認ください。
	3大疾病保障特約	がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し、引受保険会社所定の支払事由に該当した場合に、特約3大疾病保険金を受け取ることができます。 ※詳細は5ページをご確認ください。

※自家共済(入院見舞金・日帰り入院見舞金)については、7ページをご確認ください。

遺族年金コース

医療保障コース

◆コースと月払掛金◆



必要な保障額は、年齢や家族構成などによって変わります。



遺族年金コース

基本保障

加入コース 死亡・高度障害保険金 (年金基金)	入院見舞金	年金受取額例表					死亡・高度 障害保険金 (年金基金)	年齢 性別	月払掛金(概算)								
		受取期間(上段:初年度年金月額、下段:受取総額)							18歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳		
		5年間	10年間	15年間	20年間	25年間			S63.9.1生~ H18.8.31生	S58.9.1生~ S63.8.31生	S53.9.1生~ S58.8.31生	S48.9.1生~ S53.8.31生	S43.9.1生~ S48.8.31生	S38.9.1生~ S43.8.31生	S38.4.2生~ S38.8.31生		
本 人	アップル3	5,000万円	100,000円	約79.4万円 約5,052万円	約38.0万円 約5,186万円	約24.4万円 約5,327万円	約17.7万円 約5,474万円	約13.7万円 約5,628万円	5,000万円	男性	4,800	6,100	8,250	11,800	17,150	24,750	37,850
	アップル2	4,500万円	100,000円	約71.4万円 約4,547万円	約34.2万円 約4,667万円	約22.0万円 約4,794万円	約15.9万円 約4,926万円	約12.4万円 約5,065万円	4,500万円	男性	4,345	5,515	7,450	10,645	15,460	22,300	34,090
	アップル	4,000万円	100,000円	約63.5万円 約4,041万円	約30.4万円 約4,149万円	約19.5万円 約4,261万円	約14.2万円 約4,379万円	約11.0万円 約4,502万円	4,000万円	男性	3,890	4,930	6,650	9,490	13,770	19,850	30,330
	S3	3,500万円	100,000円	約55.6万円 約3,536万円	約26.6万円 約3,630万円	約17.1万円 約3,728万円	約12.4万円 約3,831万円	約9.6万円 約3,940万円	3,500万円	男性	3,435	4,345	5,850	8,335	12,080	17,400	26,570
	S2	3,000万円	90,000円	約47.6万円 約3,031万円	約22.8万円 約3,111万円	約14.6万円 約3,196万円	約10.6万円 約3,284万円	約8.2万円 約3,377万円	3,000万円	男性	2,980	3,760	5,050	7,180	10,390	14,950	22,810
	S	2,500万円	80,000円	約39.7万円 約2,526万円	約19.0万円 約2,593万円	約12.2万円 約2,663万円	約8.8万円 約2,737万円	約6.8万円 約2,814万円	2,500万円	男性	2,525	3,175	4,250	6,025	8,700	12,500	19,050
	A	2,000万円	70,000円	約31.7万円 約2,020万円	約15.2万円 約2,074万円	約9.7万円 約2,130万円	約7.1万円 約2,189万円	約5.5万円 約2,251万円	2,000万円	男性	2,070	2,590	3,450	4,870	7,010	10,050	15,290
	B	1,500万円	60,000円	約23.8万円 約1,515万円	約11.4万円 約1,555万円	約7.3万円 約1,598万円	約5.3万円 約1,642万円	約4.1万円 約1,688万円	1,500万円	男性	1,615	2,005	2,650	3,715	5,320	7,600	11,530
	C	1,000万円	40,000円	約15.8万円 約1,010万円	約7.6万円 約1,037万円	約4.8万円 約1,065万円	約3.5万円 約1,094万円	約2.7万円 約1,125万円	1,000万円	男性	1,160	1,420	1,850	2,560	3,630	5,150	7,770
	D	600万円	25,000円	約9.5万円 約606万円	約4.5万円 約622万円	約2.9万円 約639万円	約2.1万円 約656万円	約1.6万円 約675万円	600万円	男性	796	952	1,210	1,636	2,278	3,190	4,762
配偶者	かもしか	1,000万円	40,000円	約15.8万円 約1,010万円	約7.6万円 約1,037万円	約4.8万円 約1,065万円	約3.5万円 約1,094万円	約2.7万円 約1,125万円	1,000万円	男性	1,160	1,420	1,850	2,560	3,630	5,150	7,770
	りんどう	800万円	30,000円	約12.7万円 約808万円	約6.0万円 約829万円	約3.9万円 約852万円	約2.8万円 約875万円	約2.2万円 約900万円	800万円	男性	978	1,186	1,530	2,098	2,954	4,170	6,266
	らいちょう	500万円	20,000円	約7.9万円 約505万円	約3.8万円 約518万円	約2.4万円 約532万円	約1.7万円 約547万円	約1.3万円 約562万円	500万円	男性	705	835	1,050	1,405	1,940	2,700	4,010
子どもコース	一時金受取 400万円	—	子どもコースは一時金のみのお受け取りとなります。					一時金受取 400万円	2歳6ヵ月超22歳6ヵ月まで (H13.9.1生~R3.8.31生)							一律 280	
介護保障 特約	本人・ 配偶者	介護保険金 500万円	介護保険金は一時金のみのお受け取りとなります。					介護保険金 500万円	男性	135	165	205	275	415	680	1,220	
女性	130	150	175	235	355	620	1,195										

●記載の掛金は遺族年金コースの基本保障(死亡・高度障害保障)と介護保障特約のそれぞれの掛金です。介護保障特約は基本保障(死亡・高度障害保障)に加入された本人・配偶者が任意に加入できる特約です。

- 基本保障について
 - ★更新時の年齢により、本人・配偶者の掛金は変わりますのでご確認ください。
 - ★記載の本人・配偶者の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。(子どもの掛金は1人あたりの正規掛金です。)
 - ★死亡・高度障害保険金は、保険期間中に死亡された場合、あるいは加入(増額)日以後の病気やケガによって保険期間中に別表1の高度障害状態になった場合にお支払いします。
 - ★本人・配偶者の掛金には制度運営費(一律250円+保険金額100万円につき3円)が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
 - ★入院見舞金については、長野県教職員組合会館独自の自家共済からの給付です。

- 介護保障特約について
 - ★更新時の年齢により、本人・配偶者の掛金は変わりますのでご確認ください。
 - ★記載の掛金(=保険料)は介護保障特約の正規掛金です。
 - ★介護保険金額は加入している基本保障の死亡・高度障害保険金額にかかわらず、一律500万円になります。
 - ★介護保険金は、介護保障特約の加入日以後の病気やケガによって保険期間中に介護保険金の支払事由に該当された場合にお支払いします。

加入コース (入院給付金日額)	日帰り 入院見舞金	月払掛金(概算)(10,000円コースは本人のみ)											子ども
		18歳~19歳	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~61歳	3歳~22歳	
本	10,000円	10,000円	2,050	2,640	3,100	3,250	3,250	3,540	4,050	5,120	6,530	8,850	—
配偶者	5,000円	5,000円	1,025	1,320	1,550	1,625	1,625	1,770	2,025	2,560	3,265	4,425	1,180
本人	3,000円	3,000円	615	792	930	975	975	1,062	1,215	1,536	1,959	2,655	708

- ★更新時の年齢により、本人・配偶者の掛金は変わりますのでご確認ください。
- ★記載の掛金は、本人加入者数が1,000名以上の場合の金額です。したがって、実際の加入者数が異なれば記載の掛金も異なりますので、その際は初回より正規掛金を適用します。
- ★入院給付金は、病気やケガで継続して2日(1泊2日)以上入院された場合に1日目よりお支払いします。
- ★加入については、本人は10,000円・5,000円・3,000円コース、配偶者・子どもは5,000円・3,000円コースのお取扱いとなります。
- ★掛金には制度運営費(入院給付金日額1,000円につき20円)が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
- ★日帰り入院見舞金については、長野県教職員組合会館独自の自家共済からの給付です。

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人及び利用しなかった人(適用外含む))]

平均 **20,700円**

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

出典:(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(令和4年度)をもとに当社にて作成

◆配偶者の年齢が62歳から70歳(医療は69歳)までの方の掛金は、9、10ページ「退職後の継続加入の取扱」をご覧ください。

生活介護コース

生活介護保障は、遺族年金コース(基本保障)に加入された本人・配偶者が加入できます!

3大疾病保障特約は、生活介護保障に加入された本人・配偶者が任意に加入できる特約です!

こんな時、生活介護保険金を受け取れます。

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合

引受保険会社所定の要生活介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

- (1) 下記の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1. 歩行



2. 衣服の着脱



3. 入浴



4. 食物の摂取



5. 排泄



こんな時、特約3大疾病保険金を一時金で受け取れます。

がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中にかかり(罹患し)、引受保険会社所定の支払事由(※)に該当した場合 ※引受保険会社所定の支払事由については「契約概要」をご確認ください。

☆給付の詳細は「給付の取扱」の「保険金が支払われる場合」をご覧ください。☆

◆コースと月払掛金◆ 本人・配偶者

(単位:円)

生活介護保障	生活介護保険金(年金基金)	年齢 性別	月払掛金(概算)						
			18歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳
			S63.9.1生~H18.8.31生	S58.9.1生~S63.8.31生	S53.9.1生~S58.8.31生	S48.9.1生~S53.8.31生	S43.9.1生~S48.8.31生	S38.9.1生~S43.8.31生	S37.9.1生~S38.8.31生
500万円	500万円	男性	510	550	595	690	875	1,245	1,985
		女性	505	520	540	590	705	940	1,475
300万円	300万円	男性	346	370	397	454	565	787	1,231
		女性	343	352	364	394	463	604	925
100万円	100万円	男性	182	190	199	218	255	329	477
		女性	181	184	188	198	221	268	375

保3障大疾病特約病	特約3大疾病保険金	年齢 性別	月払掛金									
			18歳~20歳	21歳~25歳	26歳~30歳	31歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳
			H15.9.1生~H18.8.31生	H10.9.1生~H15.8.31生	H5.9.1生~H10.8.31生	S63.9.1生~H5.8.31生	S58.9.1生~S63.8.31生	S53.9.1生~S58.8.31生	S48.9.1生~S53.8.31生	S43.9.1生~S48.8.31生	S38.9.1生~S43.8.31生	S37.9.1生~S38.8.31生
100万円	100万円	男性	94	101	104	135	231	342	564	1,073	1,728	2,828
		女性	97	111	140	193	274	489	675	844	1,251	1,856

- ★更新時の年齢により、掛金は変わりますのでご確認ください。
- ★生活介護保障の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
- ★3大疾病保障特約の掛金(=保険料)は正規掛金です。
- ★配偶者のみの加入はできませんので、本人と一緒に加入ください。
- ★配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。
- ★生活介護保障の掛金には制度運営費(一律100円)が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
- ★特約3大疾病保険金は、3大疾病保障特約の責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に特約3大疾病保険金の支払事由に該当された場合にお支払いします。

◆配偶者の年齢が62歳から70歳までの方の掛金は、10ページ「退職後の継続加入の取扱」をご覧ください。

◆◆◆◆ご加入に際して◆◆◆◆

遺族年金コース

医療保障コース

一般財団法人長野県教職員組合会館の会員(本人)およびその配偶者と子ども(本人と同一戸籍または生計を一にする配偶者・子ども)で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日(2024年3月1日)現在以下の年齢の方です。

◆基本保障(死亡・高度障害保障)

本人：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方
配偶者：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方
子ども：2歳6ヵ月超22歳6ヵ月までの方

配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。

◆介護保障特約(介護保障)

本人：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方
配偶者：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方
※子どもは加入できません。

介護保障特約への加入は任意にできます。ただし、基本保障に加入していることが条件となります。会員としての加入資格を有する配偶者は会員本人としてご加入ください。(同一人が会員本人、配偶者の2つの資格で重複加入はできません。)



カイゴーくん

医療保障コースへの加入は、遺族年金コース(基本保障)に加入していることが条件です。

本人：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方
配偶者：18歳以上61歳6ヵ月までの方
子ども：2歳6ヵ月超22歳6ヵ月までの方

・配偶者・子どもの入院給付金日額は、本人と同額またはそれ以下とします。

・ご夫婦ともに長野県教職員組合会館の会員の場合、本人・配偶者の2つの資格で重複加入はできません。



イ・リョウちゃん

加入資格

(子どもの加入について) 子どもコースに加入いただく場合には、加入資格のある子どもは全員加入させていただきます。ご夫婦ともに長野県教職員組合会館の会員の場合、子どもの重複加入はできません。

(配偶者・子どもの加入条件) 配偶者・子どものみの加入はできませんので、本人と一緒に加入ください。
*家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となる場合があります。



あぶちゃん

継続加入の取扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額、入院給付金日額は前年度と同額またはそれ以下で継続加入できます。

本人：退職後継続加入は70歳6ヵ月までの方
配偶者：70歳6ヵ月までの方
☆配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下とし、65歳6ヵ月超の方は、500万円を限度とします。
子ども：22歳6ヵ月までの方

本人：退職後継続加入は69歳6ヵ月までの方
配偶者：69歳6ヵ月までの方
子ども：22歳6ヵ月までの方
☆配偶者・子どもの入院給付金日額は、本人と同額またはそれ以下とします。

死亡保険金・入院給付金限度額		61歳6ヵ月まで			61歳6ヵ月超		
		61歳6ヵ月まで	61歳6ヵ月超 65歳6ヵ月まで	65歳6ヵ月超 70歳6ヵ月まで	61歳6ヵ月まで	61歳6ヵ月超 69歳6ヵ月まで	61歳6ヵ月超 69歳6ヵ月まで
限度額	本人	5,000万円	-	-	本人	10,000円	-
	配偶者	1,000万円	1,000万円	500万円	配偶者	5,000円	5,000円

*退職後継続加入の方の限度額は9、10ページの掛金表をご確認ください。

掛金

基本保障の掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。医療保障コースの掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。

掛金は月払で、毎月の給料から控除します。初回は2月分給料から控除します。(退職後の継続加入を希望される方は口座振替依頼書をご提出ください。)

保険期間

2024年3月1日(更新日)から2025年2月末日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。特にお申し出がない限り自動更新となります。保険期間の中途(6月1日、9月1日)で加入される方は、中途加入日より2025年2月末日まで、以後1年ごとに更新します。また、加入コースの変更は更新時に取扱います。加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。

*遺族年金コースの基本保障、介護保障特約の保険期間は同一です。保険期間の途中で、介護保障特約のみ加入・脱退はできません。

遺族年金コース

医療保障コース

効力発生日	ご加入(増額)申込み後、2024年3月1日より効力が発生します。 保険期間の途中で加入される場合は、申込み後、中途加入日(6月1日、9月1日)より効力が発生します。	
受取人	死亡保険金：(本人・配偶者)…ご指定された方 (子ども)…原則本人(主たる被保険者) 高度障害保険金：被保険者 介護保険金：被保険者	入院給付金：本人(主たる被保険者)
配当金	遺族年金コースと医療保障コースはそれぞれ1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。	

*遺族年金コースの基本保障と介護保障特約はそれぞれ収支計算を行います。

申込方法	各加入者(配偶者・子ども含む)による制度内容の確認後、別紙申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出、または、Web(おひさまねっと)を通じてお申込みください。お申込みの際は告知をしていただきます。(医師による診査はありません。)
------	---

制度からの脱退	お申し出により制度から脱退することができます。 この保険には、脱退による返戻金はありません。 被保険者(本人・配偶者・子ども)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。	
	更新日時点で加入資格を有する子どもについては、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。 ・本人が脱退されたときは、配偶者・子どもも同時に脱退となります。 また、本人が死亡または高度障害状態になられたときは、保険金をお支払いし、配偶者・子どもも同時に脱退となります。 ・更新日の年齢が、本人は61歳6ヵ月超(退職後継続の本人は70歳6ヵ月超)、配偶者は70歳6ヵ月超、子どもは22歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。	更新日時点で加入資格を有する配偶者・子どもについては、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。 ・本人が脱退されたときは、配偶者・子どもも同時に脱退となります。 ・更新日の年齢が、本人は61歳6ヵ月超(退職後継続の本人は69歳6ヵ月超)、配偶者は69歳6ヵ月超、子どもは22歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。

〈死亡保険金受取人の変更方法〉

本人および配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、お申し出により、被保険者の同意を得て、変更することができます。

更新時等の申込書にて変更される場合は、効力発生日よりの変更となります。効力発生日より前に変更される場合は、団体窓口にお申し出のうえ、「死亡保険金受取人変更通知書」で別途お手続きください。

※この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

■こんな時、介護保険金を受け取れます。

●公的介護保険制度の「要介護3以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の要介護状態が180日継続した場合、介護保険金支払われます。

引受保険会社所定の要介護状態とは以下の状態をいいます。

- (1)下記の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2)下記の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき
- (3)器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1. 歩行



2. 衣服の着脱



3. 入浴



4. 食物の摂取



5. 排泄



〈入院見舞金・日帰り入院見舞金〉

入院見舞金・日帰り入院見舞金については長野県教職員組合会館独自の自家共済からの給付です。長野県教職員組合会館「入院見舞金給付規定」によりお支払いします。


(主な給付要件)

- ①遺族年金コースの加入者：病気・ケガにかかわらず、15日以上連続して入院された場合に、入院見舞金をお支払いします。
医療保障コースの加入者：病気・ケガにかかわらず、日帰り入院された場合に、日帰り入院見舞金をお支払いします。
- ②入院見舞金等の給付申請は、所定の用紙を入院開始日から3年以内に提出したものに限り受け付けます。
- ③同一加入者への支払いは、同一共済年次(3月1日から翌年の2月末日まで)では1回限りとなります。
入院見舞金等に関するご不明な点は長野県教育会館(TEL 026-235-6995)までお問い合わせください。

生活介護コース

生活介護保障

3大疾病保障特約

加入資格	一般財団法人長野県教職員組合会館の会員(本人)およびその配偶者(本人と同一戸籍または生計を一にする配偶者)で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日(2024年3月1日)現在以下の年齢の方です。 生活介護保障への加入は、 <u>遺族年金コース(基本保障)に加入していることが条件です。</u> 本 人：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方 配偶者：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方 配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。  カイゴークン	3大疾病保障特約への加入は任意にできます。ただし、 <u>生活介護保障に加入していることが条件です。</u> 本 人：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方 配偶者：17歳6ヵ月超61歳6ヵ月までの方
	(配偶者の加入条件) 配偶者のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。会員としての加入資格を有する配偶者は会員本人としてご加入ください。(同一人が会員本人、配偶者の2つの資格で重複加入はできません。) ※3大疾病保障特約のみの加入はできません。なお、生活介護保障を脱退された場合は3大疾病保障特約も同時に脱退となります。 *家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となることがあります。	

継続加入の取扱	一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額は前年度と同額またはそれ以下で継続加入できます。 本 人：退職後継続加入は70歳6ヵ月までの方 配偶者：70歳6ヵ月までの方 ☆配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。
---------	--

掛 金	生活介護保障の掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。 3大疾病保障特約は、掛金＝保険料です。 掛金は月払で、毎月の給料から控除します。初回は2月分給料から控除します。 (退職後の継続加入を希望される方は口座振替依頼書をご提出ください。)
-----	---

保険期間	2024年3月1日(更新日)から2025年2月末日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。 <u>特にお申し出がない限り自動更新となります。</u> 保険期間の中途(6月1日、9月1日)で加入される方は、中途加入日より2025年2月末日まで、以後1年ごとに更新します。また、加入コースの変更は更新時に取扱います。 加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。
------	--

*生活介護保障、3大疾病保障特約の保険期間は同一です。保険期間の途中で、3大疾病保障特約のみ加入・脱退はできません。

効力発生日	ご加入(増額)申込み後、2024年3月1日より効力が発生します。 保険期間の途中で加入される場合は、申込み後、中途加入日(6月1日、9月1日)より効力が発生します。	
受取人	生活介護保険金：被保険者本人	特約3大疾病保険金：被保険者本人
配当金	1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。	
申込方法	各加入者(配偶者含む)による制度内容の確認後、別紙申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出、または、Web(おひさまねっと)を通じてお申込みください。お申込みの際は告知をしていただきます。(医師による診査はありません。)	

制度からの脱退	お申し出により制度から脱退することができます。 この保険には、脱退による返戻金はありません。 被保険者(本人・配偶者)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。 ・本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者も同時に脱退となります。 ・更新日の年齢が、本人は61歳6ヵ月超(退職後継続の本人は70歳6ヵ月超)、配偶者は70歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。
---------	---

退職後の継続加入の取扱

遺族年金コース

◎退職後継続の取扱い

☆退職後の継続加入資格および加入年齢☆

退職された翌更新日(3月1日)の年齢が45歳6ヵ月超の方で、「アップル共済」に1年以上継続して加入されている方です。
本人・配偶者は70歳6ヵ月まで、こどもは22歳6ヵ月まで継続できます。

☆退職後継続を希望する場合は、「退職月末の30日前まで」に会館事務局へ通知してください。会館事務局へ継続の申し出がない場合は自動脱退となります。

☆退職後の掛金は口座振替にて取扱います。2ヵ月連続して振替不能となった場合には脱退扱いとなります。

☆退職後の基本保障の掛金には制度運営費(本人:一律500円+保険金額100万円につき3円、配偶者:一律250円+保険金額100万円につき3円)が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)

☆加入コースの減額(増額はできません)、脱退、その他連絡先住所の変更となる場合には会館事務局へご連絡ください。

◎退職後の継続加入コースと月払掛金

*60歳6ヵ月までの本人の保険金額は、2,000万円を限度とします。

*更新日に限度額を超える年齢になる方は自動減額となります。

◎退職後継続の方(配偶者、こども含む)は基本保障、介護保障特約の新規加入・増額はできません。

◎配偶者コース、こどもコースの保険金額は本人の保険金額を超えることはできません。

◆コースと月払掛金◆

(単位:円)

加入コース	死亡・高度障害 保険金 (年金基金)	入院 見舞金	年齢 性別	月払掛金(概算)					
				46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳	
				S48.9.1生~ S53.8.31生	S43.9.1生~ S48.8.31生	S38.9.1生~ S43.8.31生	S33.9.1生~ S38.8.31生	S28.9.1生~ S33.8.31生	
本人	A	2,000万円	70,000円	男性	5,120	7,260	10,300	—	—
				女性	3,960	5,200	6,480	—	—
	B	1,500万円	60,000円	男性	3,965	5,570	7,850	—	—
				女性	3,095	4,025	4,985	—	—
	C	1,000万円	40,000円	男性	2,810	3,880	5,400	8,020	—
				女性	2,230	2,850	3,490	4,480	—
	D	600万円	25,000円	男性	1,886	2,528	3,440	5,012	7,202
				女性	1,538	1,910	2,294	2,888	3,728
	E※1	300万円	12,000円	男性	1,193	1,514	1,970	2,756	3,851
				女性	1,019	1,205	1,397	1,694	2,114
配偶者	かもしか	1,000万円	40,000円	男性	2,560	3,630	5,150	7,770	—
				女性	1,980	2,600	3,240	4,230	—
	りんどう	800万円	30,000円	男性	2,098	2,954	4,170	6,266	—
				女性	1,634	2,130	2,642	3,434	—
	らいちょう	500万円	20,000円	男性	1,405	1,940	2,700	4,010	5,835
				女性	1,115	1,425	1,745	2,240	2,940
	しらかば※1	300万円	12,000円	男性	943	1,264	1,720	2,506	3,601
				女性	769	955	1,147	1,444	1,864
こどもコース	一時金受取 400万円	—	2歳6ヵ月超22歳6ヵ月まで (H13.9.1生~R3.8.31生) 一律 280						
	一時金受取※1 300万円	—	2歳6ヵ月超22歳6ヵ月まで (H13.9.1生~R3.8.31生) 一律 210						
介護保障特約	本人・配偶者	介護保険金 500万円	介護保険金300万円はEコース、しらかばコース専用のコースです。※2	男性	275	415	680	1,220	2,330
				女性	235	355	620	1,195	2,465
	本人・配偶者	介護保険金 300万円	介護保険金300万円はEコース、しらかばコース専用のコースです。※2	男性	165	249	408	732	1,398
				女性	141	213	372	717	1,479

※1 本人Eコース、配偶者しらかばコース、こどもコース300万円は退職後継続の方が選択できるコースです。本人Eコースに変更の場合、配偶者・こどもの保険金額は300万円となります。

※2 介護保険金額は、基本保障の保険金額以下となります。

本人Eコース、配偶者しらかばコースに変更の場合、300万円に減額されます。

医療保障コース

◎退職後継続の取扱い

☆退職後の継続加入資格および加入年齢☆

退職された翌更新日(3月1日)の年齢が45歳6ヵ月超の方で、「アップル共済」に1年以上継続して加入されている方です。

本人・配偶者は69歳6ヵ月まで、こどもは22歳6ヵ月まで継続できます。

☆退職後の掛金には制度運営費(入院給付金日額1,000円につき20円)が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)

◎退職後継続の方(配偶者、こども含む)は新規加入・増額はできません。

◎配偶者、こどもの入院給付金日額は本人の入院給付金日額を超えることはできません。

◎10,000円コースは本人のみのお取扱いとなります。

◆コースと月払掛金◆

(単位:円)

加入コース (入院給付金日額)	日帰り 入院見舞金	月払掛金(概算)(10,000円コースは本人のみ)						こども
		46歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳	61歳~64歳	65歳~69歳	
		S49.9.1生~ S53.8.31生	S44.9.1生~ S49.8.31生	S39.9.1生~ S44.8.31生	S38.9.1生~ S39.8.31生	S34.9.1生~ S38.8.31生	S29.9.1生~ S34.8.31生	H13.9.1生~ R3.8.31生
本人	10,000円	10,000円	4,050	5,120	6,530	8,850	—	—
	5,000円	5,000円	2,025	2,560	3,265	4,425	4,425	6,345
	3,000円	3,000円	1,215	1,536	1,959	2,655	2,655	3,807
配偶者・こども								708

生活介護コース

◎退職後継続の取扱い

☆退職後の継続加入資格および加入年齢☆

退職された翌更新日(3月1日)の年齢が45歳6ヵ月超の方で、「アップル共済」に1年以上継続して加入されている方です。

本人・配偶者は70歳6ヵ月まで継続できます。

☆退職後の生活介護保障の掛金には制度運営費(一律100円)が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)

◎退職後継続の方(配偶者含む)は生活介護保障、3大疾病保障特約の新規加入・増額はできません。

◎配偶者の保険金額は本人の保険金額を超えることはできません。

◆コースと月払掛金◆

本人・配偶者

(単位:円)

生活介護保障	生活介護 保険金 (年金基金)	年齢 性別	月払掛金(概算)					
			46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳	
			S48.9.1生~ S53.8.31生	S43.9.1生~ S48.8.31生	S38.9.1生~ S43.8.31生	S33.9.1生~ S38.8.31生	S28.9.1生~ S33.8.31生	
生活介護保障	500万円	男性	690	875	1,245	1,985	3,605	
		女性	590	705	940	1,475	2,685	
	300万円	男性	454	565	787	1,231	2,203	
		女性	394	463	604	925	1,651	
	100万円	男性	218	255	329	477	801	
		女性	198	221	268	375	617	
保3 障大 特約 病	特約 3大疾病 保険金	46歳~50歳	男性	564	1,073	1,728	2,828	4,601
			女性	675	844	1,251	1,856	2,351
		51歳~55歳	男性	—	—	—	—	—
			女性	—	—	—	—	—
		56歳~60歳	男性	—	—	—	—	—
			女性	—	—	—	—	—
61歳~65歳	男性	—	—	—	—	—		
	女性	—	—	—	—	—		

退職後も
安心の制度です!



◆◆◆ 給付の取扱 ◆◆◆

保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする事由はつぎのとおりです。

〈遺族年金コース〉		
基本保障	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障害保険金	加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に、別表1の高度障害状態になられた場合
介護保障特約	介護保険金	被保険者が、特約加入日以後の病気やケガによって、保険期間中につぎのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき(別表2をご覧ください。) ②介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく公的介護保険制度の「 要介護3以上 」(*)に該当していると認定されたとき ※(平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態)
〈生活介護コース〉		
生活介護保障	生活介護保険金	被保険者が加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中につぎのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき(別表2をご覧ください。) ②介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく公的介護保険制度の「 要介護2以上 」(*)に該当していると認定されたとき ※(平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態)
3大疾病保障特約	特約3大疾病保険金	この特約の被保険者が、保険期間中につぎのいずれかに該当された場合、特約3大疾病保険金をお支払いします。 ①生まれて初めて所定のがん(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定されたとき ただし、責任開始日から90日以内にかん(悪性新生物)と診断確定された場合を除きます。(90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含む) ※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについてはお支払対象外となります。 ②責任開始期以後の疾病を原因として、所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎの(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき (2)治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③責任開始期以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、つぎの(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (2)治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

〔別表1〕 対象となる高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは異なります。）

①両眼の視力を全く永久に失ったもの	【高度障害状態に関する補足説明】 1.常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 2.眼の障害（視力障害） (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。 3.言語またはそしゃくの障害 (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 4.上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

〔別表2〕 引受保険会社所定の要介護状態ならびに要生活介護状態

〈遺族年金コース〉		
介護保障特約	介護保険金	「引受保険会社所定の要介護状態」とは、つぎの(1)から(3)までのいずれかに該当した場合をいいます。 (1)右上表の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき (2)右上表の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき (3)器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
〈生活介護コース〉		
生活介護保障	生活介護保険金	「引受保険会社所定の要生活介護状態」とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。 (1)右上表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき (2)器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

*器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項目	状態
1.歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならぬ状態。寝たきりの場合を含みます。 (2)一部介助：補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：補装具等を使用すれば自分で行える。 (4)自立：自分で行える。
2.衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2)一部介助：衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：衣服を工夫すれば自分で行える。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自立：自分で行える。
3.入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2)一部介助：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：浴槽などを工夫すれば自分で行える。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自立：自分で行える。
4.食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2)一部介助：食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3)ほぼ自立：食器・食物等を工夫すれば自分で行える。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自立：自分で行える。
5.排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2)一部介助：特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：特別の器具を使用すれば自分で行える。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4)自立：自分で行える。

法令等の改正に伴う変更 公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、遺族年金コースの介護保障特約および生活介護コースの生活介護保険金の支払事由を変更することがあります。

保険金のお支払制限 保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

〈遺族年金コース〉		
基本保障	死亡・高度障害保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
介護保障特約	介護保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。死亡保険金または高度障害保険金が支払われ、その被保険者の基本保障が消滅した場合は、介護保障特約部分も消滅します。ただし、高度障害保険金について、「お支払いに関する留意事項」の介護保険金の②の場合を除きます。
〈生活介護コース〉		
生活介護保障	生活介護保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。
3大疾病保障特約	特約3大疾病保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。生活介護保険金が支払われ、その被保険者の生活介護保障が消滅した場合は、その被保険者の3大疾病保障部分も消滅します。

お支払いに関する留意事項

〈遺族年金コース〉		
介護保障特約	介護保険金	①要介護状態になられて介護保険金が支払われても、死亡・高度障害の保障は継続することができます(介護保険金が支払われた場合、その被保険者の介護保障特約部分は消滅となります)。ただし、加入資格を有し基本保障部分の掛金を払込むことが必要となります。 ②介護保障特約の被保険者が引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その日から起算してその要介護状態が継続して180日を経過するまでの間に、基本保障の高度障害保険金が支払われた場合、この特約のその被保険者に対する部分は消滅します。ただし、その要介護状態が継続して180日経過したときは、この特約の有効中の要介護状態とみなして、介護保険金を被保険者にお支払いします。 ③被保険者が介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が介護保険金を請求することができます。
〈生活介護コース〉		
生活介護保障	生活介護保険金	①要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退(特約の場合は、消滅)した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。 ②被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。

医療保障コース〔給付の取扱〕

入院給付金

加入(増額)日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として日本国内の病院または診療所、およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設において継続して2日以上入院されたとき1日目からお支払いします。入院給付金は1回の入院につき、入院給付金日額×入院日数で、またその支払いは1回の入院について124日分、通算して700日分を限度とします。なお、支払日数は更新前を通算します。給付金をお支払いできない場合があります。詳細については「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

☆お申込みにあたっては事前に“ご加入のみなさまへ”を必ずご一読ください。

年金払特約〔年金の取扱〕

遺族年金コース

死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。

- (1)年金の種類 ①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金 ⑤25年確定年金
 (2)年金の型 3%単利逓増型
 (3)年金払いの対象となる保険金等 死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を年金として支払います。なお、年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は500万円以上でお取扱いします。
 (4)年金受取人 ①保険金の受取人です。
 ・死亡の場合は、指定された方です。 ・高度障害の場合は、被保険者自身です。
 ②年金支払開始後の受取人の変更はできません。
 ③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。
 (5)受取方法 年金基金設定日の翌々月1日となります。
 (6)年金支払開始日 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限りです。
 (7)変更の取扱

※介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払のお取扱いはできません。)

生活介護コース

生活介護保険金を年金として受け取ることができます。また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。

- (1)年金の種類 ①5年確定年金 ②10年確定年金
 (2)年金の型 定額型
 (3)年金払いの対象となる保険金等 生活介護保険金の全部または一部を年金として支払います。なお、年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は300万円以上でお取扱いします。
 (4)年金受取人 ①保険金の受取人(原則、被保険者本人)です。
 ②年金支払開始後の受取人の変更はできません。
 ③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。
 (5)受取方法 年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。
 (6)年金支払開始日 年金基金設定日の翌々月1日となります。
 (7)変更の取扱 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限りです。

※特約3大疾病保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払のお取扱いはできません。)

<税務上の取扱>

遺族年金コース：主契約・こども特約の実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象となります。なお、介護保障特約の実質保険料(年間払込保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

医療保障コース：実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

生活介護コース：実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)
 本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人である場合、500万円×法定相続人数まで非課税です。

(相続税法第12条第1項第5号)
 高度障害保険金、介護保険金、入院給付金、生活介護保険金、特約3大疾病保険金は非課税です。

(所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21)
 本人(主たる被保険者)が受け取る配偶者・こどもの死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

(所得税法第34条)
 [2023年6月現在の税制]

<引受保険会社>

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

特に重要なお知らせ
(重要事項説明)

団体定期保険・医療保障保険(団体型)・団体生活介護保険(契約概要)

この「団体定期保険・医療保障保険(団体型)・団体生活介護保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはこのパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

1. 商品名称	団体定期保険	医療保障保険(団体型)	団体生活介護保険
2. 商品の特徴	企業・団体の従業員・所属員等の方について、団体定期保険は万一(死亡・高度障害)のとき、医療保障保険(団体型)は病気やケガによる所定の入院等のとき、団体生活介護保険は所定の要生活介護状態になられたときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。 *保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。 *保険金額・給付金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。また、制度内容は将来の更新時等にご契約者(団体)により変更されることがあります。 *加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。		
3. 保険料について	保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。		
4. 保険金・給付金が支払われる場合	保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。 ○保険期間中に、死亡された場合 ○加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に、所定の高度障害状態になられた場合	入院給付金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。 ○加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に2日(1泊2日)以上継続して所定の入院をされた場合、1日目からの入院についてお支払いします。	保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。 ○当社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断確定された場合 ○公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定された場合
5. 保険金・給付金のお支払制限について	保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合 ○お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。 ○高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。	入院給付金の免責期間や支払日数に上限がある場合 ○入院給付金は2日(1泊2日)以上継続して入院された場合、1日目からの入院について、お支払いします。 お支払い限度は1入院につき124日であり、通算お支払い限度の700日を超えた場合、保障は消滅します。なお、支払日数は更新前を通算します。	保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合 ○お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。
6. 配当金について	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。		
7. 脱退による返戻金	この保険には、脱退による返戻金はありません。		
8. 引受保険会社	この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。		

Webシステム「おひさまねっと」による手続き方法

Webで各種お手続きができます!!

PCからのアクセス

長野県教育会館のHPにアクセスします。

長野県教育会館

検索

アップル共済のページから「おひさまねっと」のバナーをクリックし、利用者登録画面へ進みます。



利用者登録に必要な情報

- (1) 職員番号 (先頭に0を2つ付け、8桁で入力)
- (2) 氏名 (カナ)
- (3) 生年月日
- (4) メールアドレス



<団体アクセスキー>

CR472896

必ず半角で入力ください。

利用者登録後、

- ・【ログイン用URL】
 - ・【初回ログインパスワード】のメールが届きます。
- 画面に従いログインしてください。



利用可能なお手続き

加入・増額・減額・受取人変更・改姓

※icloudメール等、自動的に受信拒否設定がされている場合は、"@taiyo-seimei.co.jp"を受信許可の設定をお願いします。

手続き期間 **2023年10月2日(月)～2023年12月8日(金)**

〈個人情報に関するお知らせ〉

当保険の運営にあたっては、一般財団法人 長野県教職員組合会館(以下、契約者)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)以下、個人情報を取扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

契約者は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

- ①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

また、契約者に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

ー死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについてー

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。